

静労発基 1119 第 2 号
令和 3 年 11 月 19 日

各機関・団体の代表者 殿

静岡労働局長
(公印省略)

「静岡県の最低賃金」の周知について（協力依頼）

平素、労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、静岡県内の特定の産業で従事する労働者に適用される 4 件の「静岡県特定最低賃金」が改正されることとなりました。

つきましては、「静岡県最低賃金」（時間額 913 円）を含めた各最低賃金の金額等を記載したポスター及びリーフレット等を送付いたします（ポスターは後日別便となります。）ので、貴事業所に掲示・配架する等御活用いただき、周知・啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、「静岡県最低賃金」の改正につきましては、本年 9 月 24 日付けで広報紙（誌）・ホームページ等への掲載をお願いしているところですが、このたび改正された「静岡県特定最低賃金」につきましても、同様に広報紙（誌）・ホームページ等への掲載による幅広い周知について、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

掲載に当たっては別添の掲載文例を参考にしていただき、また、ホームページ等で広報いただく場合はリンク等で次のアドレスを御利用いただけると幸いです。

（静岡労働局ホームページ最低賃金掲載ページ）

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

なお、御多忙中恐縮とは存じますが、最低賃金に係る広報の参考にするため、「静岡県特定（産業別）最低賃金」の改正に係る掲載状況等について、別紙にて令和 4 年 1 月末日までに御回答賜りたく併せてお願い申し上げます。

<担当> 静岡労働局労働基準部賃金室 工藤・寄田

〒420-8639 静岡市葵区追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎 3 階

電話 054-254-6315

Fax 054-221-7038

静岡県の「特定最低賃金」改正のお知らせ

静岡県内の特定の産業に従事される労働者に適用される「特定最低賃金」について、令和3年12月20日から改正された金額が発効します（しました）。

このため、既に10月2日に改正されている「静岡県最低賃金」と併せ、静岡県の最低賃金（時間額）は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	効力発生日
【地域別最低賃金】		
静岡県最低賃金	913円	令和3年10月2日
【特定最低賃金】		
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915円	令和3年12月20日
鉄鋼、非鉄金属製造業	954円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	970円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939円	

※【静岡県最低賃金】と【特定最低賃金】の両方が適用される場合には、各発効日時点における最低賃金額の高い方が適用となります。

したがって、タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業の場合、令和3年10月2日から令和3年12月19日までは静岡県最低賃金（時間額913円）、令和3年12月20日からは特定最低賃金（時間額915円）が適用となります。

詳しくは、静岡労働局ホームページをご覧ください。

不明な点は静岡労働局賃金室（電話：054-254-6315）又はお近くの労働基準監督署にお尋ねください。

紙面の関係で掲載が難しい場合には、静岡労働局ホームページへのリンクでも構いません。
どうぞよろしくお願いいたします。

（静岡労働局ホームページ最低賃金掲載ページ）

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

静岡県の最低賃金 (令和3年度)

使用者も労働者も
必ず確認 最低賃金



【地域別最低賃金】《効力発生日:令和3年10月2日》

最低賃金件名	最低賃金額	適用労働者の範囲
	時間額()は改正前	
静岡県最低賃金	913 円 (885)	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下表に掲げる産業に属する事業場の労働者には、該当する「特定最低賃金」が適用されます。

【特定(産業別)最低賃金】《効力発生日:令和3年12月20日》

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額 時間額 ()は改定前
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915 ※円(897)
鉄鋼、非鉄金属製造業	954 円(935)
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	970 円(951)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939 円(920)

※地域別(静岡県)最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

・「タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金」が適用される労働者については、令和3年12月19日までは静岡県最低賃金(時間額913円)が、12月20日からは特定最低賃金が適用されます。

ポイント① 地域別(静岡県)最低賃金は、静岡県内で働くすべての労働者に適用されます

- ・パートタイム、アルバイト、派遣、臨時、試用中などの雇用形態を問わず適用されます。
- ・外国人、学生、年齢(高齢者、年少者)等を問わず適用されます。
- ・法人、個人事業、公共事業などの雇用主の事業形態を問わず適用されます。

ポイント② 特定の産業では、特定(産業別)最低賃金が定められています

- ・静岡県では上記表の4業種で、静岡県最低賃金より高い金額で定められています。
- ・パートタイム、アルバイト、派遣労働者、外国人にも適用されます。

ポイント③ 特定最低賃金には適用除外があります

- ・次の(1)～(3)の労働者は特定最低賃金の適用が除外されます。(静岡県最低賃金の適用となります。)
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ・その他、詳細は裏面を参照してください。
- ・精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が静岡労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

☆厚生労働省では、中小企業等に対する賃金の引上げのための助成金を用意しています。

静岡県内の「特定(産業別)最低賃金」の適用産業(業種)一覧

件名	日本標準産業分類 (平成25年10月(第13回)改定)	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲 (以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます)
タイヤ・チューブ、 ゴムベルト・ゴム ホース・工業用ゴ ム製品製造業	【E191:タイヤ・チューブ製造業】、 【E193:ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業】	1. 表面「ポイント③」(1)～(3)に記載の者 2. 次に掲げる業務に主として従事する者 ①手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテル貼りの業務 ②手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務 ◆検査、事務は適用除外になりません。
鉄鋼、非鉄金属 製造業	【E222:製鋼・製鋼圧延業】、 【E223:製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)】、 【E224:表面処理鋼材製造業】、【E225:鉄素形材製造業】、 【E2293:鋳鉄管製造業】、【E232:非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)】、 【E233:非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)】、 【E234:電線・ケーブル製造業】、 【E235:非鉄金属素形材製造業(E2355 非鉄金属鍛造品製造業を除く)】	1. 表面「ポイント③」(1)～(3)に記載の者 2. 次に掲げる業務に主として従事する者 ①手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテル貼りの業務 ②手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務 ◆検査、事務は適用除外になりません。
はん用機械器 具、生産用機械 器具、業務用機 械器具、輸送用 機械器具製造業	【E25:はん用機械器具製造業(E251 ボイラ・原動機製造業を除く)】、【E26:生産用機械器具製造業】、 【E271:事務用機械器具製造業】、 【E272:サービス用・娯楽用機械器具製造業】、 【E311:自動車・同附属品製造業】、 【E313:船舶製造・修理業、船用機関製造業】、 【E315:産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業】、 【E319:その他の輸送用機械器具製造業(E3191 自転車・同部分品製造業を除く)】	1. 表面「ポイント③」(1)～(3)に記載の者 2. 次に掲げる業務に主として従事する者 ①手作業による軽易な包装、袋詰め又はレッテル貼りの業務 ②手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務 ③手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け ^(※) 又は巻線の業務 (※)ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 ◆検査、事務は適用除外になりません。
電子部品・デバイ ス・電子回路、電 気機械器具、情 報通信機械器具 製造業	【E28:電子部品・デバイス・電子回路製造業】、 【E29:電気機械器具製造業(E2973 医療用計測器(心電計製造業を除く)を除く)】、 【E30:情報通信機械器具製造業】	1. 表面「ポイント③」(1)～(3)に記載の者 2. 次に掲げる業務に主として従事する者 ①手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け ^(※) 又は巻線の業務 (※)ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 ②手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテル貼りの業務 ◆検査、事務は適用除外になりません。

【上記4産業 共通事項】 ①管理、補助的経済活動を行う事業所(上記産業に係るもの)、②純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が上記産業に分類されるものに限る)については、当該産業と同じ最低賃金が適用されます。

「日本標準産業分類」の各項目の説明、内容など詳しくは、

総務省統計局HP(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)から確認できます。

最低賃金との比較方法

① 時間給制の場合 …… 時間給 \geq 最低賃金額

② 日給制の場合 …… 日給額 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額

③ 月給制の場合 …… 月給額 \div 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額

①②③が組み合わさっている場合や出来高払制の場合など計算方法は下記問合せ先まで

最低賃金に算入されないもの

最低賃金の対象となる賃金には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6)時間外労働・休日労働に対する賃金、(7)深夜労働に対する割増賃金は算入されません。

<月給制の場合の換算例> 月給制の場合は特に御注意ください!

【例】年間所定労働日数	255日
所定労働時間	毎日8時間
基本給	135,000円
職務手当	20,000円
精勤手当	10,000円
通勤手当	5,000円
合計	170,000円

上記③の計算式にあてはめると、年平均1か月所定労働時間は

8時間 \times 255日 \div 12か月 = 170時間、

算入される月給額は、精勤手当と通勤手当は算入されませんので、

135,000 + 20,000 = 155,000円

155,000円 \div 170時間 = 911.76…円 < 913円(静岡県最低賃金)

したがって、この場合は、静岡県最低賃金を下回り、最低賃金法に違反していることとなります。

◎ お問い合わせは、下記まで

・最低賃金制度関係: 静岡労働局労働基準部賃金室(Tel 054-254-6315)、又はお近くの労働基準監督署まで

・賃金引上げのための助成金: 静岡労働局雇用環境・均等室(Tel 054-254-6320)